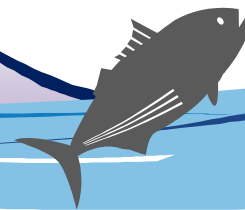


# まちづくり回覧板

～みんなでつくる自治基本条例～



平成24年12月

## 委員全員ですべてのPI意見を読み、考えました

平成24年11月18日(日)午後1時から焼津市役所にて、第14回焼津市自治基本条例を考える市民会議を開催しました。

今回のミニ講座は「焼津市の自治会について」をテーマに自治会の現状や課題等について担当者の話を聞きました(右囲み)。

会議では、これまで30回あまりの様々なPI活動で集められた2000以上の市民からの意見(約70ページの資料)を全員で読み、それぞれの委員が重要だと思う意見、何か心に引っかかった意見などに印をつけるという作業を行いました。また、特に重要だと考える意見については、カードにキーワードと理由を書き出しました。そして、全員で分担し、各意見にいくつの印がついたかを集計を行いました。

全体の集計結果を見ると、重要意見の印のついたPI意見は比較的ばらけました。大勢の目を見たことによって、幅広く様々な意見や考え方を大切にできたということだと思います。

その結果は、12月から行われる「市民案策定作業グループ会議」にて検討され、次回、来年1月の市民会議に向けた全員への宿題『冬休みの友』として整理される予定です。



### ミニ講座「焼津市の自治会について」

- 「自治会」とは?～一般的理解として
  - ・地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適で、住みよくするために結成された任意の団体でありコミュニティづくりの中心的な担い手
- 焼津市の自治会の組織
  - ・3,234「組」→283「町内会」  
→38「自治会」→「自治会連合会」
- 自治会加入率
  - ・90.4%(平成24年度)  
※平成14年度は95.1%。低下傾向
- 自治協力員
  - ・市政の円滑な運営のため各自治会に1名(計38名)を市長が委嘱。実質的には自治会長が兼務。
- 自治会の課題(担当課の認識)
  - ・自治会の規模の違いから生じる課題がある。特に小規模自治会では、役員や委員のなり手の問題や行事の負担など。
- 行政改革推進審議会の自治会に関する検討〈今後の自治会のあり方〉  
「協働社会、安全・安心社会の、一方の主体としての、真に地域住民のためになる主体的自治会」  
〈論点〉
  - ・合併後の一体感づくり、機能を果たすための適正規模、事業の見直し、役員選出方法、参加率向上の方策、など

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議  
事務局：焼津市企画財政部企画調整課  
電話：054-626-2141(直通)  
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp